

移動円滑化基準適用除外に係る協議が調っていることの証明書

令和6年11月14日付け札幌市公共交通協議会において、移動円滑化基準の適用が除外された自動車を運行させることについて、下記のとおり協議が調ったことを証明する。

記

1 運行事業者及び営業所

運行事業者：北海道中央バス株式会社

対象営業所：札幌北営業所

2 運行系統

屯田線

3 運行態様

一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）における移動円滑化基準に適合した運行車両の増発便

令和6年11月14日

札幌市公共交通協議会

会長 吉田 樹